

お取引先様各位

20xx 年 月 日
中外製薬株式会社
購買部長 藤原 琢也

購買取引条件に関するご確認のお願い

拝啓 平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、中外製薬グループ（中外製薬及び国内グループ会社（注1）をいい、以下「弊社」といいます）では、この度、新しい購買システムの導入に伴い、購買取引のプロセスおよび条件について一部変更を予定しております。つきましては、ご多用のところ誠に恐れ入りますが、下記内容をご確認のうえ、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

記

本合意文書は、新購買システムの稼働開始日（注2）をもって発効するものといたします。

1. 弊社購買システムからの注文書発行について

(1) 注文通知メールの送信

新購買システムの稼働後は、弊社から貴社に対する取引の申込み・発注に際し、購買システムより、要綱書（注3）に定める注文書を添付した電子メール（以下「注文通知メール」といいます。）を貴社宛てに送信いたします。

貴社におかれましては、注文通知メールの内容をご確認いただき、受諾または拒否の旨を弊社へご連絡くださいますようお願い申し上げます。

(2) 個別の取引の成立

契約書等で異なる合意をした場合を除き、注文通知メールに対する受諾のご連絡をいただくことにより、対象取引にかかる個別の契約が成立するものといたします。なお、受諾または拒否のご連絡をいただけない場合であって、注文通知メールの送信から 10

営業日が経過した場合には、当該期間の経過をもって受諾いただいたものとして取り扱わせていただきますので、あらかじめご了承ください。

2. 支払い方式について

契約書等で異なる合意をした場合を除き、取引内容に応じて下表の支払い方法を適用させていただきます。各方式の詳細につきましては、要綱書をご参照ください。

方式	概要	対象取引	貴社で発行いただくもの
① 仕入確認書 (ERS) 方式	発注情報と納品情報を照合する (請求書発行なし)	カタログ品*	納品書
② 3点照合方式	発注情報、納品情報、請求情報の3点を照合する	①のカタログ品以外の物品、固定資産 (ソフトウェアなど)	納品書・請求書
③ 2点照合方式	発注情報と請求情報を照合する	固定資産以外の役務 (サービス)	請求書

*カタログ取り扱いを事前合意している取引のみ

3. 支払期日について

- (1) ①仕入確認書 (ERS) 方式においては仕入確認書に基づく支払金額が承認された場合、また、②3点照合方式または③2点照合方式においては請求書の内容に異議がないことを確認した場合、弊社は下表の支払条件にて、貴社指定の銀行口座へ振り込むことにより支払金額をお支払いいたします。なお、振込手数料は弊社にて負担いたします。

ただし、契約書においてこれと異なる支払条件を合意している場合には、当該契約書の条件に従いお支払いいたします。

<支払い条件>

- ①仕入確認書 (ERS) 方式の場合は納品物の受入処理を完了した日
②3点照合方式または③2点照合方式の場合は請求書を受領した日を基準に、毎月20日を締日とし、当該締日が属する月の翌月20日 (当該期日が銀行休業日の場合はその翌営業日) 払い

- (2) (1)にかかわらず、対象取引が『製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律』の適用を受ける取引である場合には、弊社が貴社に対し電磁的方法により提供した、同法第4条第1項の規定による書面又は電磁的方法により明示すべき事項において、支払期日を定めるものといたします。

4. 情報の取扱いについて

弊社は、取引に際し取得した貴社の情報（見積情報を含みます。）について、貴社との取引の遂行に必要な範囲で、弊社の購買システムの管理・運営にかかる委託先（注4）に共有することがあります。

また、貴社から取得した見積情報につきましては、取引（取引可能性の検討を含みます。）に必要な範囲において、弊社内で共有し利用させていただくことがあります。

5. 既存の電子購買システムにかかる合意文書の取り扱い

従前、貴社との間に、弊社の電子購買システム（ProcYON・Ariba）の利用に関する合意文書（「電子購買システムに関する覚書」及びその関連文書を含みます。）を取り交わしている場合、当該合意文書につきましては、新購買システムの稼働開始日（注2）をもって失効するものとして取り扱わせていただきたく存じます。

6. その他

(1) 対象取引について別途に契約書（注5）が存在する場合

本書へのご同意にかかわらず、当該契約書で合意された条件は引き続き有効であり、取引の成立や支払条件等については、当該契約書の条件が優先的に適用されます。なお、契約書内に前条記載の合意文書を引用している箇所がある場合、当該合意文書の失効後は、当該引用部分を本書に読み替えて解釈いただきますようお願い申し上げます。

(2) 下記いずれかのご対応をお願い申し上げます。

(ケース1)：過日約款をお受け取りいただき、既に合意済みの場合

誠に恐れ入りますが、過日貴社よりご同意をいただきました「購買取引約款」につきましては、本書へのご同意をもって失効し、以後は本書に差し替えて取り扱わせていただきたく存じます。

(ケース2)：過日約款をお受け取り済みだが合意未了である場合

恐れ入りますが、先日貴社宛てに送付いたしました「購買取引約款」につきましては、貴社にて破棄・消去いただけますと幸いに存じます。あわせて、引き続き本書へのご対応を賜りますようお願い申し上げます。

(注1) 国内グループ会社一覧

<https://www.chugai-pharm.co.jp/profile/about/group/domestic.html>

(注2) 2026年10月13日を予定。変更の場合は改めてご連絡いたします。

(注3) 後日交付いたします

(注4) Rocheグループで購買オペレーションを担当しているグループ内企業

(注5) 貴社弊社間で締結している取引基本契約書、売買契約書、業務委託契約書その他の取引にかかる合意文書をいい、例えば発注書と請書の組み合わせも含まれます。

上記内容について同意いたします。

年 月 日

(住 所) 本店所在地

(法人名)

(役 職) 代表者

(氏 名)